二　法第三十七条の十三の二第四項に規定する設立特定株式控除未済額につき施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第三項又は第六項（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合　施行令第二十六条の二十八の三の二第五項第三号又は第四号の規定により読み替えられた所得税法第百四十条第一項第二号又は第百四十一条第一項第二号に規定する法第四十一条の十九第一項の規定を適用して計算した所得税の額、調整基準所得金額及び調整基準所得税額を、それぞれ施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第三項第一号、第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第六項第一号（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。）に規定する法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額、施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三第三項第一号若しくは第六項第一号（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第三項第二号若しくは第六項第二号（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する設立特定株式調整基準所得金額の計算の基礎となる法第四十一条の十九第一項に規定する基準所得金額及び施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三第三項第一号若しくは第六項第一号又は施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第三項第二号若しくは第六項第二号に規定する設立特定株式調整基準所得税額の計算の基礎となる法第四十一条の十九第一項に規定する基準所得税額とみなす。

３　法第四十一条の十九第一項の規定の適用がある場合における第十八条の十五第十項第二号及び第十八条の十五の二第四項第二号の規定の適用については、これらの規定中「所得税の額」とあるのは、「所得税の額及び法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額」とする。

第十九条の十一の三第十項及び第十一項中「第四十一条の十九の三第十九項」を「第四十一条の十九の三第十八項」を「第四十一条の十九の三第十九項」に改め、同項第五号中「イ及びロに」を「次に」に改め、同号イ中「令和六年十二月三十一日」を「法第四十一条の十九の三第七項に規定する居住の用に供した日（次号において「居住日」という。）の属する年（ロ及び次号において「居住年」という。）の十二月三十一日」に改め、同号ロ中「令和六年十二月三十一日」を「居住年の十二月三十一日」に、「令和六年分」を「居住日の属する年分」に、「第百九十四条第四項、第百九十五条第四項」を「第百九十四条第五項、第百九十五条第五項」に改める。

第二十条の三第一項及び第二項中「第二十七条の六第一項第二号」を「第二十七条の六第二項第二号」に改め、同条第四項及び第五項中「第二十七条の六第二項」を「第二十七条の六第三項」に改め、同条第七項中「第二十七条の六第三項」を「第二十七条の六第四項」に改め、同条第八項中「第二十七条の六第四項」を「第二十七条の六第六項」に改める。

第二十条の四第一項第二号中「及び国際健康管理・増進施設」を削り、同条第二項第三号中「。以下この号において同じ」を削り、「、スパ施設」を「及びスパ施設」に改め、「及び国際健康管理・増進施設（病院又は診療所と連携して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設（全国通訳案内士、沖縄県の区域に係る地域通訳案内士その他これらの者と同等以上の通訳に関する能力を有する者であつて、外国人観光旅客の施設の円滑な利用に資する知識を有する者が配置されているものに限る。）で、浴場又はプール、有酸素運動施設（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のための運動を行う施設をいう。）又はトレーニングルーム（室内において体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。）及び健康相談室を備えたものをいう。）」を削り、同条第三項第一号中「計数型の電子計算機（」を削り、「ものに限る。）」を「もの」に改める。

第二十条の九第一項中「第四十二条の十二の四第一項」を「第四十二条の十二の四第一項第一号」に改め、同条第二項を次のように改める。

２　法第四十二条の十二の四第一項第二号に規定する経営の向上及び経営の規模の拡大に著しく資するものとして財務省令で定めるものは、中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項に規定する経営力向上及び経営の規模の拡大に著しく資する設備等とする。

第二十条の九に次の三項を加える。

３　法第四十二条の十二の四第一項に規定する中小企業者等（次項及び第五項において「中小企業者等」という。）が同条第一項第二号に掲げる減価償却資産（建物及びその附属設備に限る。）を事業の用に供した場合において、その事業の用に供した事業年度が当該減価償却資産に係る投資計画（中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項に規定する投資計画をいう。次項及び第五項第二号ロにおいて同じ。）に記載された従業員の給与の支給額の増加に関する目標（以下この条において「給与支給額増加目標」という。）を達成した事業年度（当該給与支給額増加目標を達成したことにつき、第五項第二号ロに掲げる書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた事業年度に限る。）に該当しないときは、当該減価償却資産は法第四十二条の十二の四第一項第二号に規定する経営の向上及び経営の規模の拡大に著しく資するものとして財務省令で定めるものに該当しないものとする。

４　法第四十二条の十二の四第一項第二号ロに規定する財務省令で定めるものは、当該中小企業者等の事業年度が給与支給額増加目標を達成し、かつ、給与の支給額が著しく増加した事業年度であることにつき、次項第二号ロに掲げる書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた事業年度において事業の用に供されたものとする。

５　施行令第二十七条の十二の四第四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　法第四十二条の十二の四第一項第一号に掲げる減価償却資産　当該中小企業者等が受けた同項に規定する特定認定に係る経営力向上に関する命令第二条第一項の申請書（当該申請書に係る中小企業等経営強化法第十七条第一項に規定する経営力向上計画につき同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第三条第一項の申請書を含む。以下この号において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に係る認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る認定書を含む。）の写し

二　法第四十二条の十二の四第一項第二号に掲げる減価償却資産　次に掲げる書類

イ　前号に定める書類

ロ　当該中小企業者等が中小企業等経営強化法施行規則第十六条第四項の規定により経済産業大臣に報告した内容が確認できる書類（当該中小企業者等の法第四十二条の十二の四第一項第二号に掲げる減価償却資産に係る投資計画に記載された給与支給額増加目標及び当該給与支給額増加目標を達成したこと（同号ロに規定する経営力向上が確実に行われるために必要な建物及びその附属設備につき、同項又は同条第二項の規定の適用を受ける場合には、給与の支給額が著しく増加したことを含む。）が確認できるものに限る。）

第二十条の十の二を削る。